

一般社団法人 全国認知症介護指導者ネットワーク 名義使用に関する契約書

一般社団法人全国介護指導者ネットワーク(以下 略称 全国ネット、「甲」と _____
_____ (以下「乙」)は、全国ネットの名義使用に関して以下の通り契約を行う

(契約の目的)

第1条 乙は「一般社団法人全国認知症介護指導者ネットワーク」または「全国ネット」の名称にて
受託・委託業務を契約した際には、その活動方針を理解した上で業務にあたることを約す。

(契約の方法)

第2条 契約の方法は以下の通りとする。

- 1、全国ネット活動の理解
- 2、乙の定款、役員等のわかる書類、事業内容のわかる書類のご用意
- 3、2の書類を同封の上 申込書の提出
- 4、甲による判断後に契約

(契約の期間)

第2条 契約の期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

また、事業を継続して行う場合でも年度変更の際は、上記2条2項にあたる書類は
乙は甲に対して提出するものとする。

(申込の契約)

第3条 申込書と、事業概要がわかる書類一式を提出し、全国ネットの主たる業務に照らして
適切であると総務委員により判断された場合は契約を締結のため、別紙契約書にて
契約を行う。

(名義使用による利益発生の際の料金)

第4条 1、乙は甲に対して名義使用料に対して以下に従う料金を支払うものとする。

業務の収益が出た場合、収入の1割を全国ネットに支払うものとする

2、乙は甲に対し、年度ごとの事業報告と会計報告を行うものとする。また事業途中で
あっても甲が乙に対して事業状況の報告を求めた際には遅くとも1カ月以内に書類
で報告するものとする

3、甲は乙に対して4月末に請求をし、乙は甲に対し5月末を期限として全額を一括
で下記口座に支払うものとする

【振込先】 一般社団法人全国認知症介護指導者ネットワーク

ゆうちょ銀行 店番 118 口座番号 3425457

三井住友銀行 上田支店 009 口座番号 4360007

5、乙に支払いの遅滞があった場合、甲は以降乙の名義使用は中止することができる
ものとし、乙は甲に賠償等は出来ないものとする。

(事業追加、事業変更の際の届出)

第5条 乙が甲の名義を使用し契約した事業内容に変更があった場合、追加事項等のあった
場合は速やかに遅くとも変更後1カ月以内に 変更、追加事項等のわかる書類を乙
に提出すること。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第6条 甲または乙は、この契約によって生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡または継承して
はならない。

(免責)

第7条 甲は乙がこの契約によって委託または受託して行った事業に関して一切の責任を負わない

ものとする。

(秘密の保持)

第8条 甲 乙 ともにこの契約によって知り得た業務上の情報を第三者に対して漏えいしてはならない。但し、法令に基づき、権限ある官公省庁から開示の要請のあった場合は開示することができる。

(名義使用の関する責任)

第9条 1、乙は 名義使用による各事業の一切の責任を負うものとする。

2、乙は 名義使用によって行った事業により甲または第三者に損害を与えた場合は、その損害に対して賠償しなければならない。

(疑義等の決定)

第10条 この契約に定めのない事項その他疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して決定することとする。

契約の証として 本書2通を作成し、当該者の署名捺印の上、各自1通を所有するものとする。

年 月 日

(甲) 住所 〒386-0018 長野県 上田市 常田 3の4の14
一般社団法人全国認知症介護指導者ネットワーク
氏名 代表理事 印

(乙) 住所 〒 ー

氏名 印

一般社団法人 全国認知症介護指導者ネットワーク 名義使用に関する申込書

別紙契約書に基づき「一般社団法人全国認知症介護指導者ネットワーク」または「全国ネット」の名義使用に関して申し込みを致します。

記入日 年 月 日

申込団体名		電話番号	()
団体所在地	〒	FAX番号	()
	URL		
代表者名	印	担当者 直通電話	()
申込担当者名	印	担 当 者 携 帯 電 話	()
担当者自宅住所	〒		

名義使用事業について

事業内容	
受託授業主	
備 考	

※以下は事務局処理用です

受付日	年	月	日	受付者	
契約締結日	年	月	日	受付者	
事業報告日	年	月	日	受付者	
決算報告日	年	月	日	受付者	
状況報告日	年	月	日	受付者	
備 考					